

第5回流山市子ども・子育て会議 会議録

日時

平成26年4月25日（金）午後2時30分～午後4時30分

場所

流山市役所 第2庁舎3階305会議室

出席委員

柏女会長、田中副会長、水落委員、古宿委員、岡本委員、櫻庭委員、
小川委員、竹内委員、鈴木委員、相馬委員、仲宗根委員、藪本委員、吉川委員

欠席委員

なし

事務局

子ども家庭部 宮島部長、石井課長

子ども家庭課子ども政策室 熊井室長、中山主事、橋爪主事

関係課

学校教育課 宮田係長

傍聴者

1人

議題

- (1) 流山市子ども・子育て支援事業計画について
・基本理念について
- (2) 子ども・子育て支援新制度に関する条例等について

資料

配布資料一覧

資料1 第5回流山市子ども・子育て会議次第

資料2 流山市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査報告 概要版

資料3 流山市子ども・子育て支援事業計画基本理念Ⅲ（第4回部会を受けて
の修正版）

資料4 （仮称）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に係る基準（案）

- 資料 5 (仮称) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例に係る基準 (案)
- 資料 6 (仮称) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例に係る基準 (案)
- 資料 7 (仮称) 保育の必要性の認定に関する条例に係る基準 (案)
- 資料 8 子ども医療費助成制度の対象年齢拡大について

議事録 (概要)

(事務局)

ただいまから第 5 回流山市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日の会議につきましては、委員 13 名中 13 名の出席となっておりますので、本会議が成立していることを申し上げます。本日の会議はお配りしました資料 1「第 5 回流山市子ども・子育て会議次第」に基づきまして進めさせていただきます。

まず、お配りした資料の確認をさせていただきます。

《資料確認》

本日は子ども・子育て支援新制度に関する条例等の基準及び子ども医療費助成について諮問を行うことになっております。ただいまから諮問書の交付をさせていただきます。

《諮問書の交付》

(事務局)

ただいま、子ども・子育て会議に諮問がなされました。諮問の内容説明についてですが、子ども・子育て支援新制度に関する条例等の基準については、後ほどの審議の際にご説明させていただきます。

では、先に子ども医療費助成制度について、事務局から説明させていただきます。

(事務局)

《子ども医療費助成制度の諮問について説明》

(事務局)

今の子ども医療費助成制度の説明につきまして、ご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

(事務局)

基本的には最後に申し上げた通り、現在の小学校6年生まで適用している負担金は200円、そして所得制限は設けないという内容の元に、中学校3年生まで枠を拡大していきたいということです。ただし、7,300万円の市の持ち出しが発生するということです。しかしながら、子ども・子育て世帯の負担軽減をより一層飛躍させるためにも、今回このような改正が望ましいのではないかと考えております。

皆さま方に求めている内容というのは私どもの考え方に賛同をいただけるか否か、そしてこれから作っていく計画の中で、子育て支援の方向性が一つステップアップするという材料を念頭に置いていただいて、計画策定に向けて反映していただければと思っております。

(仲宗根委員)

この7,300万円ですが、何かに使う予定だったものをこちらに持って来たということで、この「何か」はお金が減るということですか。それとも、市民への何かの税を増やして、新たに7,300万円分を、会社経営的に言うと収入があると見込んでいるのでしょうか。

(事務局)

今おっしゃっていただいた企業会計と、行政がおこなっている会計とは、実際には開きがあります。今ご質問が出た内容ですが、これは市民の皆さまの税金をいただいている、これが年間100億円以上になります。それから、国、県から地方消費税等の形で消費税の分配金等、国税の分配をいただいています。これらを総合して一般財源と申します。この一般財源というのは、用途は自由に使えるという性格のものです。今回の7,300万円というのは、この一般財源を活用して枠の拡大を行っていきます。従いまして、今出たような、何かの事業を削ってこれを捻出するということではなくて、色々な部分でやりくりをして、削る部分も出てくると思いますが、例えばそれが人件費であったり、そのようなものが出てくる可能性はあります。ただし総合的な事業費総額の枠の中で、フリーに使える一般財源の中で賄われていくという観点です。民間と違うので少し分かりにくいかもしれません。

(仲宗根委員)

ありがとうございました。

(事務局)

また機会があればご紹介させていただきたいと思います。
他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。

(相馬委員)

千葉県と流山市の例を書いてあるのですが、通常私たちが助成を受ける時は流山市の助成を受けるのですが、千葉県の助成を受けるというのはどのような場合ですか。

(事務局)

実は今お答えした市税の他に、一般財源と相對する部分で、特別財源というものがあります。これは用途が決まっている財源であると一般的には申します。これは千葉県から補助金という名称の中で歳入部分、税と同様に入る部分になります。ですから、直接皆さまに提供しているサービスには影響はしません。ただし、流山市の財源としては、県からの支援でございますのでウエイトが高くなります。ですから、流山がこれだけ拡張しようとしても、県はまだここにご紹介している通り、小学校3年生まで、あるいは負担金は300円の内容で見ますよと、あるいは所得制限を設けます。この制限を設けることによって流山市に入ってくる、その特定の財源は、かなり減額されてくるということです。直接皆さまに対するサービスは、冒頭で申し上げた通り、中学校3年生まで拡大する負担金は300円で、所得制限は設けません。これが流山市のスタイルです。ただし、歳入の部分すなわち収入の部分としては、県からこれだけしか入ってこないという算出です。これが実際にはいくらになるかということは、そのつど計算をして出していきます。県からの補助は2分の1なのですが、あくまでも助成対象額の2分の1です。

参考までに、今現在小学校6年生までという前提ですが、流山市が皆さまにサービスを提供する予算額は4億1,000万円くらいです。これに対して、千葉県から入ってくるのは1億7,600万円くらいです。ですから、これを単純に2分の1と、今担当から申し上げましたけれども、2倍すると約3億4,000万円くらいの額が、千葉県はふさわしいと考えているということです。でも流山市は実際には4億1,000万円出しているということです。そのような比較対照することが、この行政の財政構造を議論するためには必要になります。そのためにお知らせしておくというイメージでとっていただきたいと思えます。

(相馬委員)

ありがとうございました。

(事務局)

今回諮問をさせていただき、会長から真摯に受けていただいて、回答をいただけると明言していただいたところです。実はこれは非常に時間がなくて恐縮ですが、5月9日に再度この会議の開催を予定しております。その際に、会長や副会長にお手数をおかけしますが、答申の原案を作ってください、それを回答いただきたいという手順で考えております。皆さま方には今ご説明した内容で、不明瞭な点等がございましたら、メール等でご意見をお寄せいただいて、それに対して私どもも回答を作成させていただいて、また材料として提供させていただきたいと思っております。

これに関しては、「これをやるよりもこっちをやったほうがいい」とか、そのような議論ではないように思っております。ただ、皆さま方に強いて申し上げたかったのは、このような環境の中で今回の計画を作っていく、都内も実は23区全てで中学校3年生までです。そうなってくると、TXの環境の中で、近隣自治体としては都内に足を並べるようなサービスまで近づいたということです。ですから、そういう環境の中で27年度以降の計画を作っていくという参考材料にもしていただきたいと思ひまして、諮問させていただいたということです。よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、ここから議事に移りますので、会長に進行をお願いいたします。柏女会長、よろしく願いいたします。

(柏女会長)

改めまして、皆さまこんにちは。今日はずいぶん盛りだくさんなテーマが入っておりますので、みんなでしっかりと議論をしていきたいと思ひますのでよろしく願いいたします。

先ほど2本の諮問書をいただきましたけれども、それについて今、話がありました通り、今日ご説明いただいて、ご意見等があれば出していただいて、そしてそのあと次回が5月9日ということでしたので、5月9日には子ども医療費の関係、ならびにいくつかの条例の基準についても答申をさせていただこうと、計画のほうはまだ時間がありますので、最終的には今年度末になるかと思ひますので、そこまでしっかりと議論を重ねていきたいと思ひています。

それでは、条例の基準についてはこのあとの議題で取り上げることにいたしまして、まずは報告事項として、ニーズ調査結果の概要についての報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

《ニーズ調査結果についての報告》

(柏女会長)

ありがとうございました。駆け足で紹介をしていただいたので、分かりにくいところもあったかもしれませんが、詳細はまた後日見ていただいて、ご質問など寄せていただく形に、今お聞きしたいことはございますか。

(田中副会長)

今のアンケートですが、子育て環境や資源の満足度のところで、児童館のサービスが十分でないとか、子どもの遊び場が少ないというのは、これはチェック項目だったところでしたか。

(事務局)

丸を付けていただくものです。

(田中副会長)

そうですね。自由記載で書くところがあったかと思うんですけども、あれは全部出すと膨大になると思いますが、要するに子育てをしづらいと知っている人が結構多いのかなという印象があって、それをそれぞれ書いてある理由について、自由記載の部分を見ることはできますか。

(事務局)

今回の調査については委託をかけていますが、自由記載欄の量はかなり多かったということで、皆さまにお渡しする状況ではまだないので、また後日皆さんにご覧になっていただきたいと思います。

(田中副会長)

たぶんすごい量だという気もしますが、抜粋でもかまいません。

(事務局)

そうですね。分類というのは、やはり業者の専門とはいえ、なかなか難しい

ということで、そこに時間がかかっています。

(田中副会長)

はい。お願いします。

(柏女会長)

おそらく自由記述は、今後具体的にサービスの検討をしていくにあたって非常に重要だと思いますので、できる限り整理をしてお願いしたいと思います。

他にはいかがでしょう。

(竹内委員)

31ページですが、放課後の学童クラブのことについて、先日ある集まりに行った時に、土曜、休日に学童を開けてもらおうと非常に助かるというお母さんがいらっしゃいました。看護師さんかなにか、そういう関係の方だと思いますが、必ずしも月曜日から金曜日までのお仕事じゃない方もたくさんいらっしゃいまして、親に頼っているそうですけれども、切実に、できたら土曜日、あるいは休日も開けていただけると本当に助かるという声を耳にしました。

それで、この結果を見ても土曜日が開いているといいという意見が30何%ありますし、毎週となると指導員の方とかいろいろまた仕事量が増えてくると思いますが、できたら開けてあげたいなと思いましたが、声だけはお届けしますということで、その方に申しておきました。

(事務局)

現状を申し上げますと、今、市内に15学童クラブがありまして、全て土曜日は開設しています。ですから、もしその方が学童クラブをご利用いただいているのであれば、各運営者のほうにご相談いただければ利用は可能だと思います。ただ、休日、あるいは日曜日というのは、これは保育所にも共通する話ですが、サービスの提供というのは今すぐというわけにはいきません。ですから、皆さま方が今後検討していただく計画の中で、慎重な審議が必要かと思いますが、そのようなご意見を何とか取りこむような方向性は、皆さま方にゆだねられていると感じています。

(竹内委員)

ありがとうございます。

(柏女委員)

他どうでしょうか。

(水落委員)

ちょっと離れてしまうんですけれども、今保育園とか幼稚園とかあるんですが、少数意見で、障害のある子どもが小学校に上がったら、放課後デイサービスに基本的に行かせてもらったり、緊急一時とか、わたしも今使っているところなんですけれども、流山市内にとっても少ないんですね。松戸に行ったり、柏に行ったりしているのですが、それを新しく作るということはけっこう大変だと思うので、今ある既存の施設の中で、障害がある子どもも受け入れてくれるような環境を整えていただきたいなと思います。

(事務局)

非常に大きな課題だと思っております。現実論から言いますと、学童クラブ全てとは申し上げられないんですけれども、ほとんど全ての学童クラブで、障害をお持ちのお子様もお預かりしております。ただしやはり、指導員の数、あるいは他のお子様の数と、そのお子様が持っている障害の度合いとか、色々ケースバイケースになってしまうというのが現実です。ですから、そういうものの課題として、今回計画の中にどういう形で反映できるのかは別ですが、位置づけておければ素晴らしいのではないかと考えております。

(水落委員)

ありがとうございます。

(柏女会長)

他どうでしょうか。はい、お願いします。

(古宿委員)

子育てしづらい理由ですが、ファミリーサポートセンターのメニューが十分ではないというのは結構高くなっていますが、多分、提供会員の方が少ないですね。地域に偏りがありまして、おおたかの森とか、南流山のほうは、どういふふうに提供会員を増やしていったらいいのか、あらゆる手段で声をかけたりしているんですが、この前の広報に「提供会員を募集します」という公募を載せていただいた時には、4人か5人入られたのですが、なかなか南流山地域とおおたかの森地域の提供会員がまだ少ないので、地域によっては提供会員の方がいっぱいすぎて、手伝いたいのに手伝えないという会員がいらっしゃる

んですね。だから多分、そのニーズのところではないかと思うのですが、どういふふうにクリアしたらいいのかなと思っています。

(柏女会長)

大きな課題です。地域的な偏りですね。

(古宿委員)

はい、そうですね。

(柏女会長)

施策を考える時にまた知恵を出して、計画に盛り込んでいきましょう。

(古宿委員)

はい。お願いします。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

他はどうでしょうか。

すみません、私のほうからお伺いしたいのですけれども、30ページの「放課後の過ごし方」なんですけど、問28だと、放課後児童クラブの利用希望が25.9%ということですが、同じ調査で土曜日が、低学年も高学年も合わせると50%ですよ。つまりこれは、高学年になっても利用したいっていうことは、低学年の時は当然利用しているということですから、どうして土曜日のほうが高いのでしょうか。平日だと25%で、土曜日で倍というのは。

(事務局)

まだ細かい分析まではできていませんが、一般論でこれまでの経過の中で申し上げますと、土曜日は当然保護者の方も休日になってお休みになっています。ただし、その自分の休暇の中で、特別家の仕事をしたいとか、そういうようなご事情を持っている方が増えてきていると、私どもも理解しております。そういう環境の中で、土曜日の利用という1点に絞ると、外部的な背景は抜きにして、回答としては「利用したい」という希望は多く寄せているのかなという認識はあります。

(柏女会長)

そうすると、この調査の読み取り方はかなり工夫しないといけないというこ

とですね。土曜日のほうが多いということは通常は考えられないので、気持ちとして出てきたというのは、今おっしゃったような理由が、マイナスになって数字が出てきているというふうにとらえていくということですね。

(事務局)

そういうような解釈をどうしてもしていかなければいけない回答例もあるかと思えます。ですから、数字的に今会長がおっしゃっているように、「数字的に高いから、この解決策は？」というふうを考えるのか、そうではなくて複合する要因を考察して結果を考えなければいけない部分もあると思えます。

(柏女会長)

これは例えば、17ページの問15-1では、希望する定期的な利用、定期的な教育保育事業、これが量の見込みを導き出していく最も大事な設問になると思うのですが、これでいくと民間保育所と認定子ども園を選んだ方も、いわば、この説明には保育も提供できると確か書いてあったと思うので、この2つの数字を足した数が、保育認定を受けるということを希望しているということになるのでしょうか。それと、幼稚園の預かり保育も27.6だから、複数回答ですからこれもおそらく両方に丸を付けているわけですね。そうするとこれは、割返していくような補正をかけないと、必要量は出てこないことになりますね。そういう見方でよろしいわけですか。

(事務局)

先ほどの放課後の過ごし方について言及しますと、問28、29で、学童クラブは低学年で見ると25.9%になっていますが、問28、29と、問30の母数が違ってしまして、問30については、問28、29で放課後児童クラブで丸を付けた方のみ聞いていた質問になるので、利用したいと回答した方々の半分ということですよ。

(柏女会長)

そうすると、問30にもう一度戻りますが、25.9%が、放課後児童クラブの利用希望ということですが、そうすると4人に1人ということですね。今はどれくらいなのですか。今もこのくらいですか。

(事務局)

そうですね、学校区によってデータが異なってくると思います。やはり保育需要が多いおたかの森エリアと南流山のあたりの需要は伸びています。一方

では相対的にこの学童クラブの利用率というのは高まっはいかないと思います。学童クラブの受け皿となる定員の問題もあると我々は認識しております。ですから全て希望者にまだお応えできていません。施設に申し込んでも3年生くらいになるとなかなか入れないので、申し込むまでもないかな、という方もいらっしゃるのかなと思っております。これは実を言うと、このニーズ調査でつかめるかなと我々も考えていたのですが、今会長がおっしゃったように、データをどのように分析して施設整備に結びつけていくかというのは、一つのキーワードになると思っております。

(柏女会長)

分かりました。それが6月ぐらいで、色々な補正をかけた数字については出していただけるとのことですね。

(事務局)

今は補正自体はまったくかけておりません。ですから、これからその補正の仕方も部会のほうで、こちらのたたき台を示した上で、またご審議いただくこととなります。

(柏女会長)

そうすると、5月9日にある程度の数値を出していただいて、その後、少し議論を部会にゆだねてやっていくという形でよろしいのでしょうか。

(事務局)

申し訳ございません。5月9日に関してはもう少しお時間をいただければと思います。

(柏女会長)

そうですか。分かりました。了解です。

他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、あとでまた詳しくご覧をいただいて、この部分を教えて欲しいということ等がありましたら、ご意見を事務局のほうにお寄せいただきたいと思います。

それでは、ニーズ調査の報告の件は、これでお願ひしたいと思ひます。

では続きまして、流山市子ども・子育て支援事業計画の基本理念についてのご説明を、事務局のほうからお願いいたします。

(事務局)

《流山市子ども・子育て支援事業計画基本理念についての説明》

(柏女会長)

ありがとうございました。これについては、第4回部会で、とても貴重なご意見、役所的で分かりにくい表現をもう少しやわらかく市民目線に変えたほうがいいのではないかというご意見をたくさんいただいたことを、議事録等で確認をさせていただいております。本当に部会の皆さま、ありがとうございました。

何かご意見ございますでしょうか。メールでもご一読いただいているかと思いますが、よろしいでしょうか。これからまた130事業等具体的な事業を検討していくときの、羅針盤のような形になります。羅針盤を変えたほうがいいのかという時には、今のものは仮決定ということですが、それを変えていくということで、ご了解をしていただければと思います。それでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(柏女会長)

とても良い羅針盤ができたなと思います。本当に部会の皆様方には感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは続いてですが、先ほどの諮問関係の条例の基準ということですが、これについて事務局のほうからご説明をお願いいたします。

(事務局)

《4つの条例の基準案について説明》

(柏女会長)

はい。今、資料4から資料7まで4つの条例等を策定するための基本的な基準の考え方について、ご紹介いただきました。基本的には、国の基準に従ってやっていくということで、市で決めなければいけない部分がありますので、それについては資料7の一番下の保育必要量、これについては短時間、パート労働の下限を1ヶ月に48時間から64時間のあいだで市町村がそれぞれ決めるということになってはいますが、流山市としては現在64時間であり、それを48時間に下げるということは、パート労働の方は保育園に入れる可能性が高ま

るわけですがけれども、それだけ待機の方も増えるという可能性もあるということもふまえて、現行64時間にしたいというお考えです。これについては是非をここで議論をして答申するという形になると思います。全体にわたって、少し時間を取ることが可能ですので、ご質問とご意見を出していただくことができるかと思っておりますので、どなたからでもどうぞ、お願いしたいと思っております。

(吉川委員)

この「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例」ですが、今現在でこのような形で保育施設を展開したいというところや、その見込みがあるのでしょうか。

(事務局)

実際には、既に家庭的保育を1本に絞りますと、流山には規則を設定して、制度上は現存でございます。しかしながら、サービス提供者がなかなか確保できない、あるいは駅から離れたところで展開したいという希望に対して、ニーズがそこにすり合わないという現状で、なかなか現実には稼働していないのがここ数年の経過でございます。

一方、小規模保育事業というのは、これは今回の国の考え方の大きな柱の一つだと考えています。これに関しましては、現状では認可外保育所が待機児童となってしまったお子様方の受け皿として、今、社会の中で貢献していただいていると受け止めているわけですが、一方では認可外保育所ですから、公的な責任を負うような施設ではないということです。ですから、これをなんとか公的責任が及ぶようなものに置き換えていこうというのが国の考え方です。規模的には6人から19人なのですが、3歳未満、すなわち0～2歳児のお子様をお預かりして、その後は認可保育所等へ移行していただくという考え方です。従来、保育所というのは、社会福祉法人、あるいは学校法人、NPO等、非営利団体に限定されていたのですが、この枠が外れました。株式会社でも参入できるという実態があります。今回のこの流山の中で小規模保育も同様の考え方です。社会的責任が及ぶような企業であれば、株式会社の参入もOKという背景です。従いまして、実は流山は認可保育所の希望が今、殺到しております。株式会社、社会福祉法人を問わず、民間保育所として運営したいというご相談が多々ございます。27年4月1日から展望しますと、ここに集中している認可保育所の声が、小規模に移って来ると考えております。それだけ魅力のあるエリアとして、流山は内外から注目を集めているのかなと思っています。ですから、担い手としては、間違いなくここは、逆に集中するようなことも懸念されるぐらい、このサービスの将来性は高いと思っています。

もう一点付け加えておきますが、事業所内保育所というのが少し分かりづら
いかと思いますが、例えば病院内の保育所は、病院の看護師さんと従業員のた
めに作っている保育所なのですが、外部のお子さんを何%か受け入れていた
くことによって、公的資金をそこに入れていこうという発想なのです。です
から、既存のもの、あるいは、これから新しく展開するような事業所内の従業員
を対象にした保育所があっても、近隣のお子様の何%かを受け入れるとい
うことによって、公的責任がそこには反映するということです。これはいろい
ろな形での就労支援に、結びつく考え方だと思います。これは担い手は必ず
いると考えています。

(柏女会長)

よろしいでしょうか。

他にはいかがでしょうか。

(小川委員)

家庭的保育事業のところで、「国の基準に則って」ということが出てきてい
ますが、国のほうでももう少し詳しくいろいろ書かれていると思うのです。例
えば従事者は保育士の資格を持たなければいけないとか、そういうことは、
こちらの条例のほうには入ってこないのでしょうか。

(事務局)

今回は、紙面の関係もあるので載せていません。ただ、条例については、
ここは載せてまいります。

(柏女会長)

今回事務局で用意していただいたものは、本当の条文、基準はものすごく
わかりにくいものを、だいぶ苦勞して少しでも分かりやすいように、という
形で書いていただいたものですので、少し細かいところについては抜けてい
ることもありますし、文章上もおそらく条例になってくるときには難しい文
章表現で、行政の用語を使ったものになってくるのではないかと思います。

(藪本委員)

資料4から資料7を通して、市の方針としては、参酌すべき基準に対して
ほぼ全て国の基準に従うとあります。それは先ほど最初にご説明されたの
でいいと思うのですが、今回の地方版子ども・子育て会議の中で決めてい
くものの中に、地方の、流山市独自の保育サービスの提供の仕方という
形になった時に、

基準で差をつけるのではなくて、事業者を担って作り出していくとか、そことの連携をどうやっていくのかという、ソフト面で独自色を出していくという方針と捉えたのですが、そういう理解でよろしいですか。

(事務局)

前段で、「今回議論していただく条例というのは法律です」とご説明させていただきました。藪本委員がおっしゃっているような、独自性をこの中に出すというのは、仮に明確な流山市の特徴がない限りは、違法とされるという判断なのです。法律に則して行わない、きちんと説明できないような背景があると、違法と解釈するというのが参酌すべき基準です。これは前段で申し上げたとおり、国の中でも様々な議論が展開されている条例案ですので、わたくしどもが一つ一つの項目を流山市に照らし合わせた場合には、妥当であると判断したわけです。

それでは、流山市の独自性はどこで判断するのかということは、これは会長も再三言っていていただいているように、これから描いていく計画だと、私どもは考えております。その中で、条例というのは先行して制定させていただくわけですから、この条例をいかに活用して、いま藪本委員が言っていたような、新たな担い手を誘導していくかとか、そのような考え方を発展させていくのが、流山市の独自性ではないかと考えています。国と地方自治体が一体となって進めているものの中で、やはり法律というものは厳格に対応する必要があります。一方で、計画は地方自治体の裁量でお願いしたいというのが国の考え方であると、受け止めています。そこで、昨年度から、その計画策定に向けては、会長、副会長を中心に、流山市の独自性はどこにあるのか。先ほど基本理念が、「これが羅針盤です」と会長におっしゃっていただきましたが、それが流山市の独自性だと思います。ですから、条例はこういう形であり、それをうまく流山市に当てはめさせていくためにはどうしたらいいのか、そういうことも今後のキーワードかなと思っております。それが皆さまの英知が集約された計画に関する答申の中に含まれるものであると考えています。

(柏女会長)

よろしいでしょうか。他にはいかかでしょう。

(小川委員)

資料5「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例に係る基準」を見ると、「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」と書いてあるのですが、国で言っているのは、放課後児童健全育成事業は学童クラブのみではなく、放

課後の子どもたちの育成事業について言っていると思うのですが、流山の場合は、学童クラブとだけとらえている状態でこれを設定するのですか。

(事務局)

これは、「学童クラブ」という総称と、「放課後児童健全育成事業」というものが、うまくイコールフィッティングしていない実情ですけれども、現状では放課後児童健全育成事業は、児童福祉法に位置づけられています。この中で指しているものは、実態としては学童クラブです。今、小川委員がおっしゃっているのは、「放課後子どもプラン」という考え方だと思うのです。これは、放課後子供教室、従前の文部科学省系列でやっている部分と、それから厚生労働省でやっている放課後児童健全育成事業をフィックスして、放課後子どもプランとして展開していこうじゃないか、こういう必要性は国の子ども・子育て会議の中でも、いろいろな意見として展開されていると受け止めています。今回は残念ながら、条例化をするのは放課後児童健全育成事業、つまり学童クラブの部分を条例化していこうという考え方です。それでは放課後子供教室とのフィックスはどうして考えていけばいいのか、これは先ほどから申し上げている通り、地方の裁量の中で、計画等の中で考えていく要素ではないかと思います。これまで学童クラブが位置づけられていたのは、保育所とよく対比されています。保育所は非常に厳格な法律の中で位置付けられていたのですが、学童クラブはそういう法体制の整備がありませんでした。そこで今回は、条例にそれを委任しようというのがこの考え方です。それで、今回条例化していくのが議論をしている学童クラブに関する条例だと考えているところです。ですから、全体論はまた計画の中で議論をすることは必要ではないかと思います。

(小川委員)

この条例は、学童クラブについての条例と考えていいということですね。

(柏女会長)

そういうことです。

ただ、例えば、民間の企業等で行っているもので、これに届け出をするというところもあるかとは思いますが。そして、市からお金をもらわずに自分たちでやっていくというところも、もしかしたらあるかもしれません。あるいはそこはやらないで、企業として放課後の活動をするというところも出てくるかと思えます。

他はいかがでしょう。

(田中副会長)

基本的なことかもしれませんが、先ほど「公的責任」という言葉があったのですが、公的責任というのは、要するに民間の小規模保育所みたいなところも、外部の人を入れて公的責任を負うようにするという話があったと思うのですが、その意味をちょっと分かりやすく教えていただきたいのですが。

(事務局)

保育所の体系を想定していただくと分かりやすいと思います。今、認可保育所と、認可外保育所という言い方をしています。認可保育所というのは、流山市の場合、千葉県が法律に基づいて認可をして、法令上の役割を担っている施設です。ここには、運営をする場合の経費が、国、県、市から財源が、国が2分の1、県と市が4分の1ずつの割合で、委託料として支出するという形態になっています。こういう観点を、今の無認可保育所のほうにも一定の基準を満たせば適用していこうということなのです。貴重な財源を、その施設に投入していくことによって、公的な市の責任も当然発生してくるという構図が想定されるわけです。

そういう場合に、例えば学童クラブを例にとると、学童クラブが大きく分けると2つの形態になります。この条例によって要件を満たして届け出をした場合には、公的資金が投入されます。これは大きな前進になると思います。例えば株式会社等が駅前にそういう施設を作りたいと言っても、そういう要件を満たせばOKなのです。一方で、例えば塾的機能を持って行っているような学童クラブ、こういうところには残念ながら公的資金は投入しません。したがって、公的責務も発生しないということなのです。

簡単に言うと、消費税が上がって、この財源を、今言っているような子ども・子育て支援に投入していくと言っています。これまで認可外保育所ですと非常に不安視がされていた部分は否定できません。そういうことが今回クリアになって、保護者も公的機関として利用しやすい環境になっています。国が目指しているのは今そういう方向です。ですから公的責任というのはそういう意味で使っているということです。

(田中副会長)

そういう税金が投入されて、ひょっとすると利用料とかも安くなる可能性もあるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。一概にこの場でいくらになるのか、という話ではないのですが、当然公的資金が投下された小規模保育所等は、国が示す公定価格が示されて保育料が決まっていくわけですが、そういうものを行政で策定していくということになります。これまで例えば認可外保育所ですと、保育料が認可保育所に比べると高かったのですが、予定の価格に落ちてくるということは言えると思います。その額が具体的にそういうことになるというところまでの確約ができませんけど、そういう方向を目指していくということです。

(田中副会長)

例えば、株式会社みたいなのが勝手に閉めるというのも防げるということですか。

(事務局)

基本的に、社会的な責任を持ったところを条例の内容によって認可をしていくということです。その社会性の責任というのは、一般論として、今田中副会長がおっしゃっているような、自分の都合で勝手に明日から辞めますということではできません。それを事前に審査するのが市町村の役割です。これはそのための基準を、条例をもって作りましょう、というのが背景です。

(田中副会長)

ありがとうございました。

(柏女会長)

他にはいかがでしょうか。

今のうちに気が付く質問等があるようでしたら言っていただいて、今気が付かなくて、持ち帰りという形になるかと思えます。持ち帰り用に、分かりやすい形にさせていただきましたので、ご覧いただきそれぞれの関心の強いところについて、ご質問ご意見を寄せていただきたいと思います。それは、事務局のほうで、質問と意見のやり取りをしても構わないですか。

(事務局)

例えば、こういうことを聞きたいということがあれば、集約したものを、「いただいたご意見はこれで、市の考え方はこういうことです」ということをメールのやり取りをすることは可能かと思えます。

(柏女会長)

回数は短いですが、最大限のご質問に答えていただくことについてはご尽力をいただけるようです。電話、あるいはメール等で、ぜひ、一つ一つの項目を見ていただいて、ちょっとこれは腑に落ちないぞ、と思うところがあれば、ぜひ聞いていただければと思います。その上で変えたほうがいいのかという場合には、ここを変えたほうがいいのかという意見を出していただければと思います。

それでは、先ほどの子ども医療費と、新制度に係る4つの条例の諮問については、次回の会議で答申をさせていただきたいと思います。

以上で今日の議題は終了しましたが、他に何かこの際、ご意見等はございますか。

(仲宗根委員)

このニーズ調査の結果を見て、市側が想定していたのと違うなとか、こんな感じだったかとか、そういうものがあれば教えていただきたいのですが。

(事務局)

率直に申し上げますと、われわれもまだ分析中なのです。例えば、子育てにやさしいという声がもう少し高くてもよかったなとか、そういうふうには思いますけれども、裏を返せばそれが現状であると、真摯に受け止めていく部分も必要であると思います。ただ、ざっとですが、先ほど会長が懸念されていたような、「このデータとこのデータをクロスして分析をしなければならない」という課題も残っていると思います。ですから、そのへんももう少し細かく分析してから市の考え方をまとめさせていただければありがたいと思います。

(仲宗根委員)

ありがとうございます。

(柏女会長)

はい。他にはいかがでしょう。

わたしからも今の調査に関連してなのですが、こういう一般的な調査とともに、少人数の方々のニーズをちゃんと拾い上げるためのインタビュー調査もしていると思いますが、それについては今、進捗状況や中間報告等は、いつ頃いただけるでしょうか。

(事務局)

調査報告書が最終的にまとまりましたら、その時に合わせて聞き取り調査もお示しさせていただく予定です。

(事務局)

あと、皆さんも参加していただいたワークショップの意見も貴重な意見だと思います。ですから、自由記述欄と平行して、そういう意見はまとめてなんらかの形で示すべきだと考えております。その方向につきましては、もう少し時間をいただいて、情報として提供させていただきたいと考えています。

(柏女会長)

他にはいかがでしょうか。

(相馬委員)

このニーズ調査等の結果は、わたしたちに情報提供された時には、市民にも公開されるのですか。

(事務局)

はい。

(柏女会長)

全体にはホームページで公開しますか。

(事務局)

ホームページ、あるいは公的機関の窓口や、そういうところで閲覧ができるような形で、前回もやらせていただいたと記憶しています。その方法がふさわしいかどうかはもう少し精査してご報告したいと思います。

(柏女会長)

そうですね。少人数の方だと、個人が特定される可能性があるので、そこはちょっと丁寧にまた精査してください。

(事務局)

そうですね。例えば、ワークショップの中でも東部地域でやった場合は、参加者が少ないので、そうすると「この意見は」ということで限定されてしまう可能性があります。そうすると、そういうつもりで言ったのではないということになると厳しいかなということがあります。ですから、精査をさせていただいて、会長とも相談をさせていただいて、全ての意見を提供できるかどうかはもう少し吟味していきたいと思っております。

(柏女会長)

ありがとうございます。他はあるでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと難しい宿題を背負いながらのゴールデンウィークに入りますけれども、ご家族で楽しみながら、頭の隅っこにそれを置いておいていただいて、ご質問やご意見をお寄せいただきたいと思います。あるいは、ご意見を最初に出してしまってから、思いっきり遊んでいただきたいと思います。

それでは最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

(事務局)

では、先ほどの諮問の内容について、ご意見ご質問がある方は、最終的な集約をさせていただきますので、5月2日までに出していただくようお願いいたします。

また、次回の会議ですけれども、5月9日10時から行わせていただきます。正式な開催通知については、来週以降発送させていただきます。以上です。

(柏女会長)

はい。5月9日10時からということで、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、今日の会議を終了とさせていただきますと思います。皆さま方には、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。